

歴史的建造物等 伝統技術活用促進事業費補助制度



金沢職人大学校修了者による歴史的建造物等の
修理・修復等に係る補助事業の補助金額に加算します！

最大 50万円

加算補助金が受け取れます
(補助対象経費の5%)

対象事業

- 伝統的建造物群保存地区保存整備事業費補助（※1）
- 伝統的寺社建造物修復事業費補助
- こまちなみ保存修景事業費補助（※2）
- 金澤町家再生活用事業費補助

※1 病虫害の防除の工事、防災上必要な設備の整備に要する経費、環境整備事業は除く

※2 防災施設整備事業、こまちなみ保存団体育成事業を除く

裏面も必ずご覧下さい

【加算限度額について】

- 加算限度額は既存限度額の1割を超えないものとする。
- 1件の補助事業につき、補助対象事業毎に算出した加算補助額の合計が50万円を超えない範囲内で補助を行うものとする。

【補助率等の加算対象とならない工事】

- 令和6年能登半島地震による被害への対応を目的として行われる工事等

補助制度Q & A

Q1.

金沢職人大学校修了者が従事していることの確認方法は？

- 申請時には、下記の（1）又は（2）の書類を提出してください。
 - (1) 従事予定者が金沢職人大学校を修了したことを証するもの
(本科又は修復専攻科修了証書の写し等)
 - (2) 従事予定者の「金沢匠の技能士」認定証又は「歴史的建造物修復士」認定証の写し
- 実績報告時には、下記の（3）及び（4）の書類を提出してください
 - (3) 従事報告書
(金沢職人大学校修了者が工事現場に従事している写真を添付)
 - (4) 金沢職人アーカイブの補助対象物件の修理実績掲載頁の写し
(金沢職人アーカイブへの登録及び修理実績への掲載 [要写真掲載] が必要)

【金沢職人アーカイブとは】

歴史的建造物などの修理・修復に必要な技術を持った、金沢職人大学校の伝統技術に関する3年間の課程を修了した職人（「金沢匠の技能士」、「歴史的建造物修復士」）の情報をウェブで公開。職人や建築士の名前、PR写真、修理実績などの情報を検索・閲覧できます。



<https://craftsman-archives.city.kanazawa.ishikawa.jp/>

Q2.

金沢職人大学校修了証書と認定証を紛失しました。どうすればよい？

金沢職人大学校に連絡をして、修了を証する書類の交付を受けてください。

【金沢職人大学校】 ☎076-265-8311

【お申し込み・お問い合わせ】

金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号（第一本庁舎 3階）

TEL : 076-220-2208

E-mail : rekishitoshi@city.kanazawa.lg.jp